

業界団体の取組

1 製造事業者団体

一般社団法人日本電機工業会（JEMA）

(1) 電気ポットの種類、耐用年数について

- ・電気ポットの種類については、電動給湯、エアー給湯、電動給湯とエアー給湯の兼用、ハンディ給湯の4種類がある。
- ・電気ポットの寿命は使用状態で変わるので一概には言えないが、サービスパーツの保有年限同等の5、6年が目安と考えている。

(2) 電気ポットの製造事業者や普及状況について

- ・電気ポットの製造事業者数は、JEMA会員企業としては現在4社である。加盟外の事業者については把握していない。
- ・Sマーク認証¹を受けている事業者数は、その4社である。4社の製品については、現行製品を含め、全てSマーク認証制度を始めた当初から認証を受けている。
- ・電気ポットの普及状況は、あくまで推定だが、国内全世帯に対して、2013年度時点で約50%程度と考えている。
- ・電気ポットの市場の特徴として、近年、電気ケトルに市場を奪われ、減少傾向にある。

(3) 事故情報の収集について

- ・国の製品安全行政の一環として行っている事故情報収集制度²を活用している。

(4) 市場に出回る電気ポットの安全対策について

○ JEMAの自主基準による機能 () は対応する試験

- ・転倒湯漏れ防止構造（転倒流水試験）：やけど防止
- ・蓋閉め時湯漏れ防止構造（強制蓋閉め試験）：やけど防止

¹Sマーク認証制度は、第三者認証機関が電気製品の安全性を認証し、その基準に適合している場合に証となるマーク等を付与する制度で、1995年からスタートしている。その第三者認証制度の公平な運営及び普及等について認証機関に提言を行うのが、後述の電気製品認証協議会である。

²消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の発生を知った製造・輸入事業者は、国へ事故の情報を報告することが義務づけられ、2009年からは消費者庁に報告されている。また、重大製品事故以外の製品事故（非重大製品事故）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が情報収集している。

○ J E M A 会 員 企 業 の 独 自 機 能

- ・ 空 焚 き 防 止 : 火 災 防 止
- ・ 自 動 給 湯 ロ ッ ク : や け ど 防 止
- ・ 2 段 階 操 作 に よ る 給 湯 : や け ど 防 止
- ・ 傾 斜 湯 漏 れ 防 止 構 造 : や け ど 防 止
- ・ 蒸 気 レ ス ・ セ ー ブ : や け ど 防 止
- ・ マ グ ネ ッ ト プ ラ グ : や け ど 防 止
- ・ 外 郭 2 重 構 造 : や け ど 防 止

(5) 電 気 ポ ッ ト の 製 品 安 全 対 策 以 外 の 取 組 に つ い て

- ・ J E M A ホ ー ム ペ ー ジ で 安 全 啓 発 と し て 使 用 上 の 注 意 喚 起 及 び 電 気 ポ ッ ト の 上 手 な 選 び 方 ・ 使 い 方 、 便 利 な 機 能 、 お 手 入 れ 方 法 な ど を 紹 介 し て い る 。

(6) 安 全 対 策 を 進 め る た め に 必 要 と 考 え る 取 組 に つ い て

- ・ 電 気 用 品 安 全 法 別 表 第 十 二 J I S 整 合 規 格 に 、 電 気 ポ ッ ト の 転 倒 流 水 防 止 機 構 の 規 定 追 加 を 検 討 し て い る 。

(7) 消 費 者 か ら の 要 望 等 に つ い て

- ・ 電 気 ポ ッ ト に 関 し て 、 消 費 者 か ら 直 接 要 望 や 意 見 を い た だ いた 事 例 は な い 。
- ・ J E M A 会 員 企 業 各 社 に は 、 お 客 様 相 談 窓 口 が あ る 。

2 認証団体

電気製品認証協議会（SCEA）

(1) 電気湯沸器³（電気ポットを含む。）の認証状況について

- ・ Sマーク認証制度は1995年からスタートしており、対象製品は、電気用品安全法の対象製品を中心に、対象外製品についても幅広く認証を行っている。電気湯沸器も当初からSマーク認証の対象になっている。
- ・ 2013年に電気ケトル及び電気ポットについて、転倒流水試験をSマーク認証基準として新たに追加した。
- ・ 電気湯沸器のSマーク認証事業者数：15社
- ・ Sマーク認証を受けている電気湯沸器の製品数：37モデル
- ・ Sマーク認証電気湯沸器製造の登録工場数：20工場
- ・ 輸入品の取扱いについて、特別な取り扱いはない。ただし輸入品について、輸入事業者が関わるので、Sマーク認証制度について輸入事業者及びその製造事業者へ確実に伝わるよう注意を払っている。

(2) 事故情報の収集について

- ・ Sマーク認証品における電気ポットの事故情報は、今のところない。
- ・ Sマーク認証品で事故が発生した場合は、認証取得者から直ちに認証機関に報告頂く事を誓約してもらっている。報告があった場合は、事故の原因究明、出荷台数等を確認し、再発防止策等を認証取得者と当該認証機関が協議して進めている。なお、事故情報及びその処置については、適宜SCEAへも報告することになっている。
- ・ また、その他の事故情報の収集に関しては、NITEの事故情報、経済産業省・消費者庁のリコール情報、新聞・ニュースでの情報等による。

(3) 市場に出回る電気ポットの安全対策について

- ・ Sマーク認証を取得する電気ポットについては、2013年4月に転倒流水対策に係る追加基準を設けてそれに対応することにより転倒流水による火傷等の安全対策に努めている。認証機関としては、営業活動により事業者にSマーク認証の取得をお願いしている。

³ Sマーク認証の対象製品は、主に電気用品安全法の規制対象品目であることから、電気用品安全法の技術基準を認証基準としている。電気用品安全法上、電気ポットは、「電気湯沸器」に包含される。

(4) 電気ポットの製品安全対策以外の取組について

- ・ S C E Aとしては、毎年 2 回東京と愛知県において広報イベントを大型スーパーで実施し、消費者に直接 S マークの啓蒙活動を行っている。また一般新聞、業界新聞等への S マークの記事・広告の掲載、PC ホームページやモバイルサイト、YouTube での広報、その他安全セミナーの開催などを通して製造・流通・輸入事業者や消費者への注意喚起を実施している。
- ・ 一方、各 S マーク認証機関では、小学生を対象としたイベントを開催し製品安全に関する取り組みを説明したり、経済産業省「こどもデー」や県の防災ワークショップ等に参加し、安全・防災などのビデオ上映等を実施している。

(5) 安全対策を進めるために必要と考える取組について

- ・ 輸入品や新興企業による電気製品が、最近増えてきていることから、そのような関連業界に対して製品安全に関する認識を高めてもらうことが必要と思われる。そのためには、国や関連団体による注意喚起が大変重要であると思われる。S C E Aとしては、安全対策のために S マークを知っていただくための努力を今後も進め、取り組んでいきたいと考えている。

(6) 消費者からの要望等について

- ・ 電気ポットに関して、消費者から直接要望や意見をいただいた事例はない。
- ・ S C E Aには、消費者団体も含まれているので、そこを通じて要望等を取り入れる仕組みはある。